○琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付要綱

平成24年４月１日

内訓第11号

改正　平成29年４月１日内訓第14号

令和２年７月１日内訓第17号

(趣旨)

第１条　この要綱は、琴浦町内に存在する専用水道又は飲料水供給施設等を管理運営する用水組合(以下「用水組合」という。)が管理する水道施設の修理を琴浦町指定給水装置工事事業者(以下「修理業者」という。)が行った場合において、当該用水組合の負担軽減を図るため、町が予算の範囲内において修理費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　「専用水道」とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第３条第６号に規定する専用水道をいう。

(２)　「飲料水供給施設等」とは、上水道、専用水道給水区域外で給水人口が10人以上100人以下の人の飲用に供する水道施設をいう。

(３)　「琴浦町指定給水装置工事事業者」とは、琴浦町水道事業管理者が法第16条の２第１項の規定により指定をした者をいう。

(４)　「修理」とは、大雨、土砂崩れ、地震、台風その他の自然災害(以下「災害等」という。)による突発的な修繕工事をいい、新設、布設替工事、消火栓に係る工事、第三者等が起因する破損修理は含まない。また、設置、布設時から10年経過しない施設についても対象としない。ただし、災害等で既設位置での復旧が困難な場合はこの限りでない。

(５)　「配水管」とは、口径50mm以上の水道メータ１次側の水道管をいう。

(６)　「給水人口」、「給水戸数」とは、交付申請時の前年度末(３月31日)時点における当該用水組合給水区域内の住民基本台帳に登録されている人口、世帯数をいう。

(補助金対象修理)

第３条　補助金対象修理は、用水組合の給水区域内において次に掲げる水道施設を修理するものとする。

(１)　井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設(取水施設)

(２)　導水管、送水管、その他導水に必要な施設(導・送水施設)

(３)　浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設(浄水施設)

(４)　配水池、配水管その他配水に必要な施設(配水施設)

(補助金対象修理費及び補助金額)

第４条　補助金対象修理費は、補助金対象修理に要する修理費(以下「修理費」という。)とし、修理費基準額、補助金額は下記の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給水戸数 | 修理費基準額  １件あたり | 補助金額 | １件あたり  補助金限度額 |
| 50戸以上 | 50万円 | 修理費基準額を超える額の２分の１以内 | 100万円 |
| 49戸以下 | 25万円 |

２　補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第５条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

(１)　施工位置図(2500分の１を標準とし、住宅地図でも可。)

(２)　修理業者の請求書の写し

(３)　施工状況のわかる写真(着工前、修理状況、完成状況)

２　補助事業は、規則第４条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(実績報告)

第６条　規則第16条第１項の規定による報告は、前条に規定する申請書に添付する書類をもって報告とみなすものとする。

(交付決定等)

第７条　町長は、前２条の規定による申請及び報告があったときは、速やかに審査を行い、適正と認められるときは、琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第２号)により補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

２　町長は、前項の交付決定及び額の確定を行ったときは、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(着手届を要しない場合)

第８条　着手届は、規則第10条第３号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

(完了届を要しない場合)

第９条　規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(補助金の請求)

第10条　第７条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者が、補助金の支払を請求するときは、琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付請求書(様式第３号)を提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条　町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附　則(平成29年４月１日内訓第14号)

この内訓は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(令和２年７月１日内訓第17号)

この内訓は、令和２年７月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

琴浦町長　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用水組合名 | |  |
| 代表者 | 住所 | 琴浦町大字 |
| 氏名 | 印 |
| TEL | （　　　　）　　－ |

　　　　　年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付申請書

　琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金の交付を受けたいので、琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 修理施設名称 |  |
| 修理場所 | 琴浦町大字 |
| 修理年月日 | 着手日：　　年　月　日 ～ 完了日：　　年　月　日 |
| 算定基準額  （修理金額） | 円（税込） |
| 交付申請額 | 円 |
| 修理業者名 |  |

* 修理施設名称について、「配水施設　配水管」のように施設名と詳細部の名称を記入すること。
* 修理場所について、「○○番地○先」と可能な限り詳細地番まで記入し、位置が特定できるように記入すること。

【添付書類】

* 施工位置図（2500分の1の図面を標準とし、住宅地図でも可とする。）
* 修理業者の請求書の写し
* 施工状況のわかる写真（着工前、修理状況、完成状況）

様式第２号(第７条関係)

　　　第　　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　様

琴浦町長

　　　　　　年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付決定

　　及び額の確定通知書

　　　年　　月　　日付で申請のあった　　　　年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金については、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金名 | 年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等  修理費補助金 |
| 算定基準額  （修理金額） | 円 |
| 交付決定額及び  確定補助金額 | 円 |

様式第３号(第10条関係)

　　　　年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金支払請求書

|  |
| --- |
| 一金　　　　　　　　　円也 |

　これは　　　年　月　日付　　第　　号による交付決定及び額の確定に係る

　　　　年度琴浦町専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金として

　上記のとおり請求します。

　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用水組合名 | |  |
| 代表者 | 住所 | 琴浦町大字 |
| 氏名 | 印 |

　琴浦町長　　　　　　　　様

　※支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支 店 名 |  |
| 預金種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　　　） |
| 口座番号 |  |
|  |  |